



催し

歴史民俗博物館公開講座

第4回中国山地を越えた石見のやきもの〜石見焼と石州瓦の伝播〜

安芸高田市歴史民俗博物館 ☎42・0070

講師 島根県立浜田高等学校教諭 阿部志朗さん

日時 10月4日(日) 13:30〜

会場 歴史民俗博物館多目的室

定員 60名

参加費 無料

※申込が必要です。

専門家とつくる
エンディングノート講座

甲田人権会館 ☎45・4922

これから先の人生を考えるために便利なノートが「エンディングノート」です。これまでを振り返り、これから先、どんなふうに生きていきたいのか、どんなゴールにするのか、ノートを作りながら考えてみませんか。

講師 はしもと行政書士事務所 橋本明子さん

日時 10月27日(火) 13:30〜15:30

場所 向原生涯学習センターみらい

定員 60名

参加費 無料

福祉

安芸高田市お太助タクシーチケットの使用上の注意

社会福祉課 ☎42・5615

重度障害者の方の外出支援のために交付している安芸高田市お太助タクシーチケットの使用の際には、次のことを厳守してください。

- ① チケットは、利用対象者本人(チケットに印字している名前の方)が乗車している時以外は、使用できません。
- ② チケットを使用するときには、本人確認のため、必ず障害者手帳を乗務員に提示してください。
- ③ チケットは、市が指定する市内のタクシー業者のみ利用可能です。指定のタクシー業者であれば、市外・市内どちらへの移動でも利用が可能です。

障害児福祉手当と特別障害者手当

社会福祉課 ☎42・5615

重度の障害のため介護が必要な在宅の方に手当を支給する制度があります。支給には要件がありますので、詳しくは担当課へご相談ください。

- 障害児福祉手当
対象 20歳未満の障害児で日常生活において常時の介護を必要とする方
支給額 月額14,480円
(平成27年10月現在)
- 支給月 5月、8月、11月、2月に、前月分までの3か月分を支給します。

- 特別障害者手当
対象 20歳以上の障害者で日常生活において常時特別の介護を必要とする方
支給額 月額26,620円
(平成27年10月現在)
- 支給月 5月、8月、11月、2月に前月分までの3か月分を支給します。

お知らせ

屋外広告物の安全管理のお願い

管理課 ☎47・1201

屋外広告物とは、常時又は一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるもので、立看板や広告塔、建物の壁面を利用した広告や施設案内などのことをいいます。

市内には、広告物が多数あります。これらは、生活になくはならないものですが、設置された広告物が管理されていないければ、老朽化による倒壊や落下等の恐れがあり、市民の安全が損なわれます。

このような被害を防ぐためにも、広告物を設置されている方は、定期的に自主点検を行い、安全管理に努めていただきますようお願いいたします。

オータムジャンボ宝くじ発売

発売期間 9月28日(月)から10月16日(金)まで(売り切れ次第、発売終了です)。
 発売金額 1枚300円

年金

ちよっと増やせる
付加年金

三次年金事務所 ☎0824・62・3107

付加年金の額は、「2000円×付加保険料を納めた月数」の式で計算されます。

例えば、付加保険料を5年間(60か月)納めたときの総付加保険料額の2万4千円(400円×60か月)に対し、65歳から

老齢基礎年金といっしょに支給される付加年金の額は年額1万2,000円(2000円×60か月)となります。付加年金を2年間受給すると、納付した付加保険料総額と同額になります(上記の付加年金額は、65歳から受給した場合の金額です)。つまり、2年間で元金がかえってくるわけです。これは、付加保険料を10年納めた方、40年納めた方についても同じことが言えます。公的年金を損得勘定で考えるのには一部言えば、この厳し「超低金利

時代」にあつては、朗報と言える制度ではないでしょうか。付加年金は、老齢基礎年金とあわせて受給できる終身年金です。ただし、物価の上下に対応した「物価スライド制度」(増額や減額)などはありません。一方、付加年金は老齢基礎年金といっしょに支給されるため、繰上げ支給または繰下げ支給をしたときには、本体の老齢基礎年金と同じ割合で減額または増額されることになります。

- 付加保険料を納める際の留意点
付加保険料を納められる方は、次のとおりとなっています。
- ① 自営業者などの国民年金の第1号被保険者の方に限られます。
- ② 半額免除などの一部免除を含め、保険料を免除されている方は付加保険料を納められません。
- ③ 60歳以上65歳未満の方など、国民年金の任意加入者の方も付加保険料を納めることができます。
- ④ 国民年金基金に加入中の方は、付加保険料を納められません。

んだ月分からとなります。付加保険料の納期限は翌月末日(納期限)と定められております。納期限を経過した場合でも、期限から2年間は付加保険料を納めることができます。また、口座振替や割安になる前納制度も設けられています。

広告



募集



市営住宅の入居を募集します

住宅政策課 ☎47・1202

いずれも所得制限(上限あり)

【公営北住宅】

場所 美土里町北

広さ 3DK 戸数 1戸

【公営尾原住宅】

場所 向原町坂

広さ 3DK 戸数 1戸

申し込み期間 10月5日(月)から10月19日(月) 17:00まで(必着)

※制限項目や立地条件などは、事前にお問い合わせください。

※申し込みを希望される方は、申込書等を申し込み先で用意しておりますので、お問い合わせください。

自衛官募集

〜平和を仕事にする〜

自衛隊司令部募集案内所 ☎082・815・3980

【高等工科学校生徒(一般)】

資格 中卒(見込) 17歳未満

試験 一次試験:平成28年1月23日 二次試験:平成28年2月4日〜7日

※二次試験は一次試験合格者のみ。いずれか一日を指定。

受付 11月1日〜平成28年1月8日

【自衛官候補生】

資格 18歳以上27歳未満(応募資格の詳細はお問い合わせ下さい)

受付 年間を通じて行っております。

※その他試験日など、詳細はお問い合わせ下さい。

※本庁・各支所に募集案内や要項を置いてありますので、ご覧下さい。

自衛隊広島地方協力本部URL

<http://www.mod.go.jp/pco/>

<http://www.mod.go.jp/pco/hiroshima/>

携帯アドレス

<http://www.mod.go.jp/pco/hiroshima/keitai.htm>

35